

第 八 十 八 号 議 案

訴 え の 提 起 に つ い て

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 六 年 十 一 月 二 十 二 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

斉

藤

猛

訴えの提起について
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟の相手方

被告 交通事故の一方当事者

二 事件の概要

江戸川区（以下「区」という。）は、区で生活保護を受給する者（以下「本件受給者」という。）が、交通事故で負傷したことから、本件受給者に生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）に基づく医療扶助を支給し、交通事故発生直後から症状固定までに合計で六百八万八千七百十円を支弁した。

生活保護法第七十六条の二の規定は、医療扶助を支給した事由が第三者の行為によって生じたときは、支弁した保護費の限度において、生活保護受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する旨定めていることから、区は、本件受給者が、交通事故の一方当事者（以下「本件相手方」という。）に對して有する損害賠償の請求権を、右記の金額の限度で取得した。

本件受給者は、本件相手方を被告として損害賠償を求める訴訟（以下「基本事件」という。）を既に提起していることから、区は、本件相手方に対し、損害賠償金の支払を求めるため、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第四十七条第一項の規定に基づき、基本事件に当事者として参加する申出を行うもので

ある。

三 訴えの内容

区は、被告に対し、損害賠償金六百八万八千七百十円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起する。

四 訴訟遂行の方針

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるとする。

（説明）

訴えを提起する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。